

# 日本老年泌尿器科学会 教育委員会規則

制定 令和3（2021）年 9月17日

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この委員会は、日本老年泌尿器科学会 教育委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

（目的）

第2条 委員会は日本老年泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、本学会における教育に関する諸問題を担当する。

（活動）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 卒後教育への提言（教育セミナーの設定と実施を含む。）
- (2) 教育用資材作成
- (3) 教育のIT化に関すること
- (4) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

## 第3章 構成および委員

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本老年泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）
- (2) その他、委員会が必要と認める者

（委員の選任）

第5条 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないが、原則として、継続して2期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1期2年まで延長することができる。

2. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4. 委員会に、委員長の指名により副委員長を置くことができる。

5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

## 第4章 会議

(委員会の開催, 議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2. 理事長は必要であれば委員会に出席し、意見を述べる事ができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本老年泌尿器科学会事務局において処理する。

## 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、令和3(2021)年9月17日から施行する。